

業務及び財産の状況に関する説明書類

第 42 期 2023 年 8 月 1 日から 2024 年 7 月 31 日まで

2024 年 9 月 30 日作成

監査法人名 和 泉 監 査 法 人

所 在 地 東京都新宿区揚場町 2 番 18 号 ブリエ飯田橋

代 表 者 加 藤 雅 之

一、業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(目的) 当監査法人は、次の業務を行うことを目的とする。

- 一 財務書類の監査又は証明を行うこと
- 二 財務書類の調製をし、財務に関する調査もしくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずること

(沿革) 昭和 58 年 4 月 27 日 監査法人設立

平成 17 年 8 月 8 日 事務所移転

平成 21 年 6 月 30 日 事務所移転

令和 3 年 2 月 28 日 事務所移転

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

無限責任監査法人

3. 業務の内容

(1) 業務概要

監査業務は上場会社の他、会社法や医療法人、労働組合等の法定監査を行っています。その他株式上場のための金融商品取引法に準ずる監査を中心とした任意監査を行っています。

非監査業務として上場準備のアドバイザーや IFRS 導入のためのアドバイザー業務等を行っています。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項なし

(3) 監査証明業務の状況

2024年7月31日現在

種 別	被監査会社等の数	
	総数	うち、大会社等の数
	社	社
① 金 商 法 ・ 会 社 法 監 査	7	7
② 金 商 法 監 査	0	
③ 会 社 法 監 査	4	
④ 学 校 法 人 監 査	0	
⑤ 労 働 組 合 監 査	7	
⑥ そ の 他 の 法 定 監 査	2	
⑦ そ の 他 の 任 意 監 査	1 2	
計	3 2	7

(4) 非監査証明業務の状況

大会社等に提供した非監査証明業務はありません。その他の会社等 15 社に対し上場準備のための短期調査業務、IFRS 導入のためのアドバイザリー業務及び財務調査業務等を実施しています。

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

当法人は企業に求められる「コーポレートガバナンス」の本質は何時の時代にあっても変わることがなく、監査法人に求められる「資本市場のインフラ」としての機能もまた普遍的なものであると考えています。

当法人は設立以来、様々な分野での経験が豊富なプロフェッショナルを中心に組織・運営してきましたが、これからも時代に流されず、品質を高めるとともに、本質を見極め、品格を保持する監査法人として社会貢献していくことを経営の基本方針としています。

② 経営管理に関する措置

当法人の最高意思決定機関は社員総会であり、経営管理の方針や運営、各社員の職責等の重要事項を決定することとしています。社員総会は定例的に毎月開催し、必要に応じ臨時的に開催しています。社員総会においては各社員からの報告に加え業務実施において生じた課題や疑問を中心に協議し解決していくことにより業務執行の適正性を確保しています。特に重要な決定事項は各役職員に伝達し周知徹底を図ることとしています。

また、当法人は組織・業務分掌規程を定め品質管理部門、総務部門を設置し、最高経営責任者を除くすべての社員がいずれかの部門に所属し品質管理、人事、総務、経理等の役職を担当し業務運営を行います。各担当はそれぞれの部会を毎月開催し情報共有や課題の洗出しや対応策の検討を行います。最高経営責任者はすべての部会に出席し各担当の業務執行をモニタリングし、それを社員総会で牽制することにより、その適正性を確保しています。

当法人では、社員総会による決定及び各社員の経営執行の実効性を監督・評価するため、独立性及び監査業界への深い知識や知見を有する社外有識者による経営評価・監督委員を設置しています。経営評価・監督委員には、定期的に社員総会に出席し、経営機能の実効性を監督・評価してもらっています。

③ 法令遵守に関する措置

当法人は品質管理規程において不服と疑義の申し立てに関する方針及び手続を定めています。また、内部通報制度を整備運用しています。

全ての専門要員から年に1度職業倫理遵守の確約書を入手しています。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

① 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の確保

(A) 当法人は当法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、日本公認会計士協会倫理規則（以下「倫理規則」という。）の五つの基本原則に基づき、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めています。

監査責任者および専門要員は、当法人の定める職業倫理の遵守に関する方針及び手続を遵守するとともに、監査責任者は、監査業務の全ての局面において、必要に応じて質問等を行うことにより、監査チームのメンバーが当法人の定める職業倫理の遵守に関する方針及び手続を遵守していない状況がないかについて留意しています。

(B) 当法人は、毎年7月1日に独立性のチェックリストを用いて全ての専門要員の独立性の確認を実施しています。個別監査業務についても業務開始時点や意見形成時点をはじめ監査業務の全過程を通じチームメンバーの独立性の確認を実施してい

ます。

- (C) 品質管理部門は業務執行社員のローテーション計画を作成し社員総会の承認を得て計画的にローテーションを実施しています。大会社等の監査を担当する業務執行社員のローテーション・ルールは、継続監査期間7年、インターバル期間は筆頭業務執行責任者5年、それ以外の業務執行責任者2年、審査担当者3年としています。

② 業務に係る契約の締結及び更新

- (A) 監査業務の契約の新規の締結および更新については全て社員総会において承認を得ることとしています。契約の新規の締結および更新にあたっては、特に以下の点に留意しています。

- (ア) 当法人が時間及び人的資源など、業務を実施するための適性及び能力を有していること
- (イ) 当法人が、関連する職業倫理に関する規定を遵守できること
- (ウ) 当法人が、関与先の誠実性を検討し、契約の新規の締結や更新に重要な影響を及ぼす事項がないこと

- (B) 当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を、以下のように定めています。

- (ア) 不正リスクを考慮して監査契約の締結及び更新に伴うリスクを評価する。不正リスクの考慮には、関与先の誠実性に関する理解が含まれる。
- (イ) 新規の締結時、及び更新時はリスクの程度に応じて、審査担当者など監査チーム外の適切な者が当該評価の妥当性を検討する。

③ 業務を担当する社員その他の者の選任

業務を担当する社員の選任は被監査会社の業種や監査リスクを踏まえ、社員の経歴や経験を考慮し選任することとしています。選任にあたっては業務量にも配慮し特定の社員に業務が過度に集中しないように留意しています。監査補助者については担当業務に関する希望にも配慮しつつリスクとスキルのバランスにより担当業務を分担しています。

④ 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

- (A) 社員の報酬の決定に関する事項

社員の評価や報酬は定期的検証や品質管理レビューの結果による品質管理の状況及び業務量等法人への貢献度を総合的に勘案し、最高経営責任者が素案を作成し社員総会にて承認しています。常勤職員の評価は日常業務における品質保持の姿勢や監査スキル、コミュニケーション等の総合的な評価を毎年実施しています。

(B) 社員及び使用人その他の従事者の研修に関する事項

当法人は品質保持と専門要員のスキルの維持向上のため必修の研修を定め受講を義務づけています。また非常勤職員を含めた全ての専門要員に対して日本公認会計士協会の CPD の必要単位の取得を義務付けており、品質管理担当社員が履修状況のモニタリングを行い単位不足の懸念がある場合は適時に履修を促しています。

(C) 情報通信技術

当法人は監査調書を大会社等の監査業務については電子調書とすることとし、Caseware を導入しています。電子調書以外にも業務において情報通信技術を活用することによりセキュリティの確保と効率化に努めています。電子調書システムをはじめその他の情報通信技術の利用の開始にあたっては外部の専門家によるコンサルティングも受け安全性を最優先し決定しています。

⑤ 業務の実施及びその審査

(A) 専門的な見解の問合せ

当法人は、専門的な見解の問合せガイドラインを設け専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関して、専門的な見解の問合せを実施することとしています。

(B) 監査上の判断の相違

監査チーム内、監査チームと専門的な見解の助言者との間、監査責任者と審査担当者との間の判断の相違を解決する方針及び手続は品質管理規程に定めています。いずれの場合であっても、判断の相違が解決しない限り監査報告書を発行しないこととしています。

(C) 監査証明業務における審査

当法人は、原則として全ての監査業務について監査計画及び監査意見形成のための監査業務に係る審査を行うこととしています。監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違が解決できない場合には、品質管理担当責任者は、当法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に専門的な見解の問合せを行い、最終的には社員総会により相違を解決することとしています。

(D) 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当法人は、電子調書システムとして Caseware を導入し大会社等の監査業務に適用しています。電子調書は監査報告書日後、60 日以内に最終的な整理を完了しロ

ックダウン処理を行います。ロックダウンの解除権限は品質管理担当責任者のみとなり、監査チームメンバーは閲覧権のみとしています。監査調書ファイルは 10 年間クラウドサーバー上に保存し、その後削除することとしています。

(E) 監査調書の査閲

当法人はより経験のある監査チームのメンバーは、経験の浅い監査チームのメンバーが作成した監査調書を査閲することとしており、監査責任者は査閲に対する責任を負っています。

⑥ 業務に関する情報の収集及び伝達

当法人は品質管理システムの整備及び運用を可能にするため情報と伝達に関する品質目標を定めています。当法人では情報管理に関する規程等を設け情報の適切な活用やセキュリティの維持を図っています。

被監査会社の監査役等との品質管理システムの伝達や協議については、法人所定のフォームを用いて、監査計画の説明や監査結果の概要報告に合わせ行うこととしています。当法人の品質管理の状況は監査品質のマネジメントに関する年次報告書や当説明書類を当法人のホームページに掲載し情報提供をすることとしています。

⑦ 前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

当法人は、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するために、監査基準報告書 900「監査人の交代」に準拠して監査人の交代に関する監査業務の引継の方針及び手続を定めています。

当法人が後任監査人となる場合は、倫理規則に定める基本原則を遵守するため概念的枠組みアプローチを適用し、基本原則の遵守の阻害要因を識別します。識別された阻害要因の重要性の程度を許容可能な水準にまで軽減できないと判断した場合は、当該業務の契約を締結しないこととしています。

また、監査責任者は引継ぎの状況について品質管理担当責任者に報告をすることとしています。

⑧ ①から⑦までに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

当法人の品質管理システムに関する最高責任は、最高経営責任者が負うものとし、品質管理システムの整備及び運用並びにモニタリング及び改善プロセスに関する責任は、品質管理担当責任者が負うものとしています。最高経営責任者の選任は社員総会の決議により行っており、品質管理担当責任者は最高経営責任者が任命し、社員総会で承認しています。

社員全員が品質管理部門もしくは総務部門の役割を担当することとしており、車

内規程のよりその権限と責任を明確にしています。

- ⑨ ①から⑧までに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当法人は「監査事務所における品質管理」（品質管理基準報告書第1号）に準拠しリスクアプローチにより品質目標を設定し、品質リスクの識別及び評価、品質リスクに対処するための対応から成る、リスク評価プロセスをデザインし適用することを品質管理規程に定めています。

- ⑩ ①から⑧までに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

当法人は品質管理システムの整備及び運用について関連性及び信頼性が高くかつ適時性を有する情報を提供し、不備が適時に改善されるように識別された不備に対応する適切な措置を講じるため、モニタリング及び改善プロセスを定めています。当該モニタリング活動は日常的モニタリング活動と定期的なモニタリング活動により構成しています。モニタリング活動により識別された不備はその根本原因の分析結果に応じて是正措置をデザインし適用することとしています。

- （3）公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当法人は、社員全員が公認会計士であり、監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことはないと考えられるため特段の措置は講じていません。

- （4）直近において公認会計士法第46条の9の2第1項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月

令和4年11月

- （5）業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置がについて監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

当法人の最高経営責任者が確認しています。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第24条の4又は第34条の34の13に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は監査法人の氏名又は名称

該当事項ありません

(2) 当該業務上の提携を開始した年月

該当事項ありません

(3) 当該業務上の提携の内容

該当事項ありません

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

該当事項ありません

(2) 当該業務上の提携を開始した年月

該当事項ありません

(3) 当該業務上の提携の内容

該当事項ありません

(4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要

該当事項ありません

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
12 人	0 人	12 人

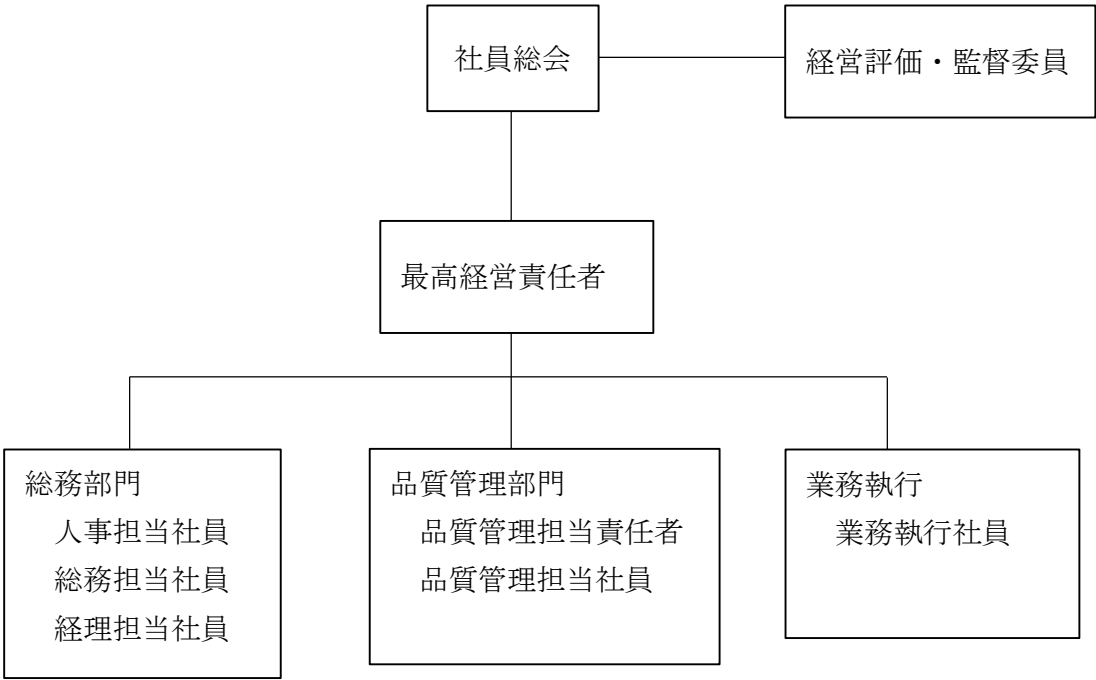
2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

該当事項なし

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士である使用人の人数
		公認会計士	特定社員	計	
(主) 和泉監査法人	東京都新宿区揚場町2-18 プリエ飯田橋	12 人	0 人	12 人	37 人
(従)					

四. 監査法人の組織の概要



五. 財産の概況

1. 売上高の総額

	第 42 期 2023 年 8 月 1 日～2024 年 7 月 31 日	第 41 期 2022 年 8 月 1 日～2023 年 7 月 31 日
売上高		
監査証明業務	384,039 千円	313,609 千円
非監査証明業務	65,560 千円	54,626 千円
合計	449,599 千円	368,235 千円

2. 直近の二会計年度の計算書類

無限責任監査法人のため添付していません

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

無限責任監査法人のため添付していません

六. 被監査会社等（大会社等に限る）の名称

(株)ナカノフドー建設

(株)TAKARA & COMPANY

(株)ツクルバ

(株)ジャストプランニング

(株)インティメート・マージャー

(株)サンセイランディック

rakumo(株)

以 上